

離れて暮らす親子のための親子交流をサポートします

～文京区親子交流支援事業～



親子(面会)交流は、こどもの健やかな成長のために大切なものです。両親は離婚して他人になっても、親子の関係は変わりません。こどもの安心と安全が守られている場合、一般的には、親子交流がこどもの健康的な発達を促すと考えられています。

●親子(面会)交流における相談、支援に係る費用を補助します

- ① 親子交流に向けて行う事前の相談・調整等の手数料、申込料、その他費用を補助します。(上限 6 千円)
- ② 親子交流の連絡調整、付き添い、児童の受け渡し等の支援に係る手数料、申込料その他の費用を補助します。(上限 10 万円)

* いずれも、第三者機関に支払うものに限りです。



≪対象者≫ 文京区在住の18歳まで(18歳になった最初の3月31日まで)のこどもを養育している、離婚後、親子交流支援を受けるために必要な費用を負担している方
(要件あり、詳細は区HPをご確認ください)



 詳細はこちら

≪お申込み≫ 文京区こども家庭支援センター 家庭支援係

≪お問い合わせ先≫ T E L 03-5803-1894

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時
(祝休日・年末年始除く)

〒112-8555 文京区春日1-16-21文京シビックセンター5F

